

平成 29 年度

第 8 回 庄原市農業委員会総会 会議録

日 時 平成 29 年 10 月 5 日 (木) 午後 1 時 30 分～

場 所 庄原市役所 5 階 第 1 委員会室

議案 1 農地法第 3 条の規定による許可について

議案 2 農用地利用集積計画 (平成 29 年 11 月 1 日公告) の決定について

議案 3 農用地利用配分計画の承認について

議案 4 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案 5 非農地証明申請について

追加議案 平成 29 年度 標準農作業料金の改定について

備 考

庄原市農業委員会

各委員の出欠状況

席番	氏名	出席	欠席	席番	氏名	出席	欠席
1	入田 正義	○		13	明賀 美伸		○
2	植木 登夫	○		14	藤原 富雄	○	
3	迫廣 芳秀	○		15	柳生 卓三	○	
4	原田 實夫	○		16	高坂 勝博	○	
5	堀江 唯雄	○		17	金本 篤子	○	
6	木村 英宗	○		18	前田 憲二	○	
7	三吉 和宏	○		19	道下 和子	○	
8	増谷 克則		○	20	島津 秀樹	○	
9	森兼 貢		○	21	天根 公昭	○	
10	前田 耕廣	○		22	青才 弘江		○
11	田澤 信雄	○		23	松長 百合子	○	
12	竹森 達	○		24	名越 光紀		○

農地利用最適化推進委員の出席状況

戸井章矩、石丸 環、掛 戒三

事務局出欠状況

役職	氏名	出席	欠席	役職	氏名	出席	欠席
(本庁)				(口和出張所)			
事務局長	松永 幹司	○		出張所長	森末 博雄		○
係 長	岸 泰弘	○		係 長	杉谷美和紀		○
主 任	成相美保子		○	(高野出張所)			
主 任	森戸 活美	○		出張所長	小笠原圭二		○
(西城出張所)				主 任	長谷川和也	○	
出張所長	清水 勇人		○	(比和出張所)			
係 長	長谷 明秀	○		出張所長	小田 雅平		○
				係 長	石田 泰清	○	
(東城主張所)				(総領出張所)			
出張所長	日野原 収		○	出張所長	國上 章二		○
主任主事	竹原 守		○	主任主事	角脇 健太		○

(午後1時30分)

局 長：ただ今より、平成29年度第8回庄原市農業委員会総会を開催いたします。

本日は 8番増谷委員、13番明賀委員、22番青才委員からの欠席の届出をうけております。

それでは、会議規則第6条の規定により会長に議長を務めていただきます。

議 長：それでは、会議を開会いたします。

ただいまの出席委員は 19 名です。よって、本総会は成立していることを報告いたします。

議 長：本日の議事録署名者を指名します。10番前田委員さんと11番田澤委員さんの両委員さんを指名します。両委員さん、よろしくお願いいたします。

議 長：それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可について」を上程します。

受付番号 23 から 27 の 5 件について事務局からの説明を求めます。

(事務局員 (本庁))

(議案説明資料にて、権利を設定、または移転しようとする事由、権利を取得しようとする者の世帯員の農業従事状況並びに農機具等の保有状況を説明 以下 略)

議 長：以上説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

議 長：担当地域の戸井推進委員に来ていただいております。ご意見はございますか。

戸井推進委員：現地は地域の酪農家が借りて作っており今回、その借入者がその農地を買取るということですので問題ないと思います。

議 長：その他ありませんか。

(なしの声あり)

議 長：ないようですので、採決に移ります。

「農地法第 3 条の規定による許可について」

受付番号 23 から 27 までを一括採決したいと思いますがご異議ございますでしょうか。

(なしの声)

議 長：それでは、受付番号 23 から 27 番について、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

議 長：挙手全員決定されました。

議 長：続きまして、議案第 2 号「農用地利用集積計画の決定について」を上程します。

事務局からの説明を求めます。

(事務局員 (本庁)：説明 以下 概略)

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく農用地利用集積計画書の平成 29 年 9 月期の申出分については、別紙 1 「議案 2 農用地利用集積計画 (平成 29 年 11 月 1 日公告) の決定について」のとおりです。

(内訳を読みあげる。以下略)

以上の農用地利用集積計画はこの農業委員会の承認後、本市農業振興課での公告・縦覧を経て正式に契約成立となります。

議 長：ここで質疑・意見を受付けます。

(なしの声あり)

議 長：無いようですので、採決に移ります。

「農用地利用集積計画の決定について」提案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員 決定されました。

議 長：続きまして、議案第3号「農用地利用配分計画の承認について」を上程します。
事務局からの説明を求めます。

(事務局員(本庁)：説明 以下 概略)

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定に基づく農用地利用配分計画の案が別紙のとおり提出され意見照会がなされております。

議 長：以上で説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

7番三吉委員：農地中間管理事業について、農用地利用集積計画の決定と農用地利用配分計画の承認については、それぞれの提出時期について、中間管理機構などと再度事務調整を図った方がよいと考えます。

事務局：了解しました。

議 長：その他ありませんか

(なしの声あり)

議 長：無いようですので、採決に移ります。

「農用地利用配分計画について」提案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。
挙手多数 決定されました。

議 長：つづきまして議案第4「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程します。
受付番号19、20について事務局からの説明を求めます。

(事務局員(本庁)：説明 以下 概要)

受付番号19

位置等：説明資料の3ページから4ページに記載

転用事由：宅地拡張

資金計画：全額自己資金

他法令：特になし

周辺影響：影響ないと確認

除外手続：除外済み

受付番号20

位置等：説明資料の3ページから5ページに記載

転用事由：工場用地

資金計画：全額自己資金

他法令：特になし

周辺影響：影響ないと確認

除外手続：除外不要の都市計画区域の準工業地域

議 長：以上で説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

議 長：担当地域の石丸推進委員に来ていただいております。ご意見はございますか。

石丸推進委員：現地へいきまして、周辺への影響もないと判断しております。

議 長：その他ありませんか。

(なしの声あり)

議 長：無いようですので、採決に移ります。「農地法第5条の規定による許可申請について」
受付番号19について、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。
挙手全員 決定されました。

受付番号20について、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。
挙手全員 決定されました。

議 長：つづきまして議案第5「非農地証明申請について」を上程します。
受付番号18から22について事務局からの説明を求めます。

(事務局員(本庁)：説明 以下 概要)

受付番号18の現況について、現地調査の結果、訂正 雑種地→原野

受付番号18

位 置 等：説明資料の3ページと6ページに記載

潰廃事由：昭和45年頃から墓地としていた。

現地確認：現地は墓地の現況はなく。低木、笹が繁茂し農地として復旧することが困難と現地確認

受付番号19

位 置 等：説明資料の7ページと8、9ページに記載

潰廃事由：相続を受けた農地で平成3年頃から耕作なくなり草木が繁茂した箇所と、倉庫が建っている箇所がある。

現地確認：現地は、草木の繁茂と倉庫があり農地として復旧することが困難と現地確認

受付番号20

位 置 等：説明資料の10ページと11ページに記載

潰廃事由：昭和38年以前から耕作なしのため

現地確認：現地は草木が繁茂し農地として復旧することが困難と現地確認

受付番号21

位 置 等：説明資料の10ページと12ページに記載

潰廃事由：昭和年月日不詳であるが、20年以上前に既に亡くなった父が家を建てて宅地として利用していた。

現地確認：現地は、屋根の抜け落ちそうな廃屋が建っており農地として復旧することが困難と現地確認

受付番号 22

位置等：説明資料の 13 ページと 14 ページに記載

潰廃事由：平成 7 年頃から耕作不便であったため耕作放棄した結果、雑木、竹が繁茂し原野となった。

現地確認：現地雑木、竹、雑草が繁茂し農地として復旧することが困難と現地確認

議長：以上で説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

木村委員：昭和年月日不詳で家が建っているということであるが非農地証明でよいのか。

柳生委員：申請者は、家を建てた当事者の子であり実際に立てられた年月は不明、申請者としては今回地目の整理を行いたい旨であり、20 年以上経過しているものと建物の荒廃状況から判断しましたので相談を受けました。

議長：資料に昭和年月日不詳としてあるが、人的改廃の場合 20 年以上経過していることを極力確認し記載していくようにしてください。

議長：その他ありませんか。

(なしの声あり)

議長：ないようなので採決を行います。

「非農地証明申請について」受付番号 18 から 22 までを一括採決したいと思いますがお異議ございますでしょうか。

(なしの声)

議長：それでは、受付番号 18 から 22 番について、申請のとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長：挙手全員決定されました。

議長：つづきまして「平成 29 年度 標準農作業料金等の改定について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。

(事務局員(本庁)：説明 以下 概要)

現在示している農作業賃金が、平成 29 年 10 月 1 日に改正される最低賃金を下回る事となるため改正の必要が生じています。

役員会では、最低賃金を下回らないということで、時間当たり 818 円の設定ではどうかという案となっております。

以上説明を終わります。

議長：ただいま、提案がありました。農作業料金を 818 円とする案についてご意見等をお願いいたします。

金本委員：草刈の賃金なんかは決まっているのでしょうか。

事務局：草刈については、シルバー人材センターの機械等を含む参考金額を記載していたが、人材セン

ターから条件によって見積額が変わるので農業委員会の「標準作業料金」には記載しないしてほしいということで表示していません。

なお、以前から草刈賃金等の記載はありませんでしたので、この部分については双方で話し合いをお願いすることとしています。

三吉委員：農業委員会の示す「標準農作業料金等」はあくまでこれは参考額であり、この額に縛られるものではないことを前提であるとして、以前最低賃金が793円で800円だったのだから、今回は、818円でなので820円で表示してはどうか。

議 長：その他案はありませんか。

(なしの声)

議 長：ないようなので818円と820円の両案で多数決をとり決定したいと思いますよろしいですか。

議 長：818円に賛成の方は挙手をお願いします。 挙手7人
820円に賛成の方は挙手をお願いします。 挙手12人

議 長：それでは農作業賃金について 「男女共 1時間当り820円」に改定することとしてよろしいでしょうか。

(はいと言う声)

議 長：以上をもちまして本日上程いたしました議案の審議はすべて終了いたしました。

議 長：会長から報告をさせていただきます。

9月7日 ウーマンネット総会への出席、9月11日 土地開発公社の役員に就任、9月18日広島県農業会議常任会議へ出席 9月22日 東城地区農地パトロールへ参加を行いました。

議 長：引き続き、「その他」について事務局の説明を求めます。

(係長：説明 以下 略)

※ウーマンネットワーク広島 総会及び研修会について松長委員（女性代表）から報告がありました。

※事務局・役員会で作成した「最適化活動マニュアル」の推進員への配布を確認

※最適化推進委員の研修会の開催を検討することの確認

議 長：ただ今の説明に対し、また、それ以外の事でも結構です。全体を通して皆さんから何かございませんか。

(なしの声あり)

議 長：ないようですので以上で本日の日程をすべて終了しました。

これをもって、閉会といたします。(午後2時45分)

以上、会議の顛末を記載し、その相違ない旨を証するため、ここに署名する。

平成29年10月5日

議 長
(道下和子) _____

10 番委員
(前田 耕廣) _____

11 番委員
(田澤 信雄) _____